

第 5 5 号議案

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 9 条から第 1 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の還付）

第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 照明施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、照明施設を利用することができないとき。
 - (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
- 別表中「使用料金」を「使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 9 条の規定は、令和 5 年 8 月 1 日以後の利用に係る使用料の還付について適用し、同日前の利用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 5 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用前に取り消された公の施設の利用に係る使用料の還付を実施するため、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。